

令和 4 年度

木材利用課関係予算
概算決定の概要

令和 3 年12月

林野庁

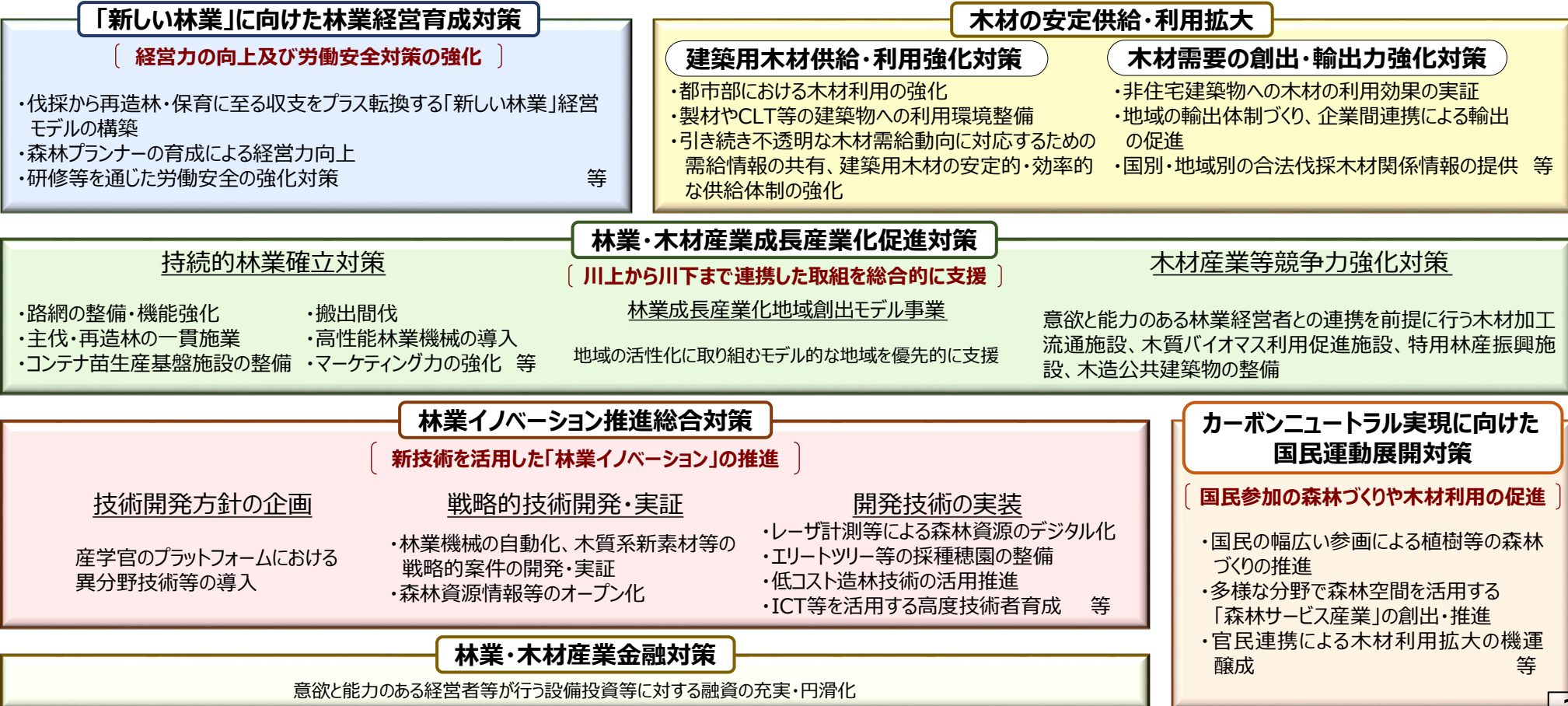
目 次

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	2
Ⅰ 林業・木材産業成長産業化促進対策	3
1 木質バイオマス利用促進施設整備	
2 木造公共建築物等の整備	
Ⅱ 木材需要の創出・輸出力強化対策	6
1 非住宅建築物等木材利用促進事業	
2 「地域内エコシステム」推進事業	
3 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	
4 「クリーンウッド」普及促進事業	
Ⅲ カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策	11
・ 「木づかい運動」の促進	
○ 「日本型木材利用システム」普及支援事業	13
○ 国際熱帯木材機関本部事務局設置経費	15

<対策のポイント>
カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<政策目標>
国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

＜事業の全体像＞



<対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

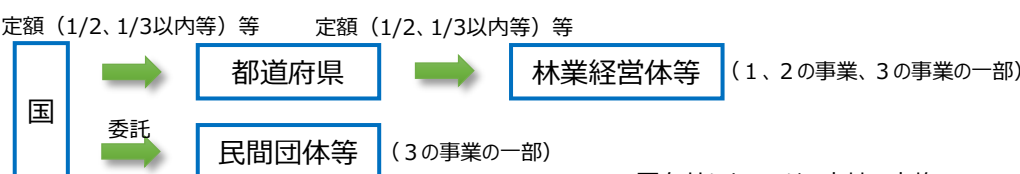
2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

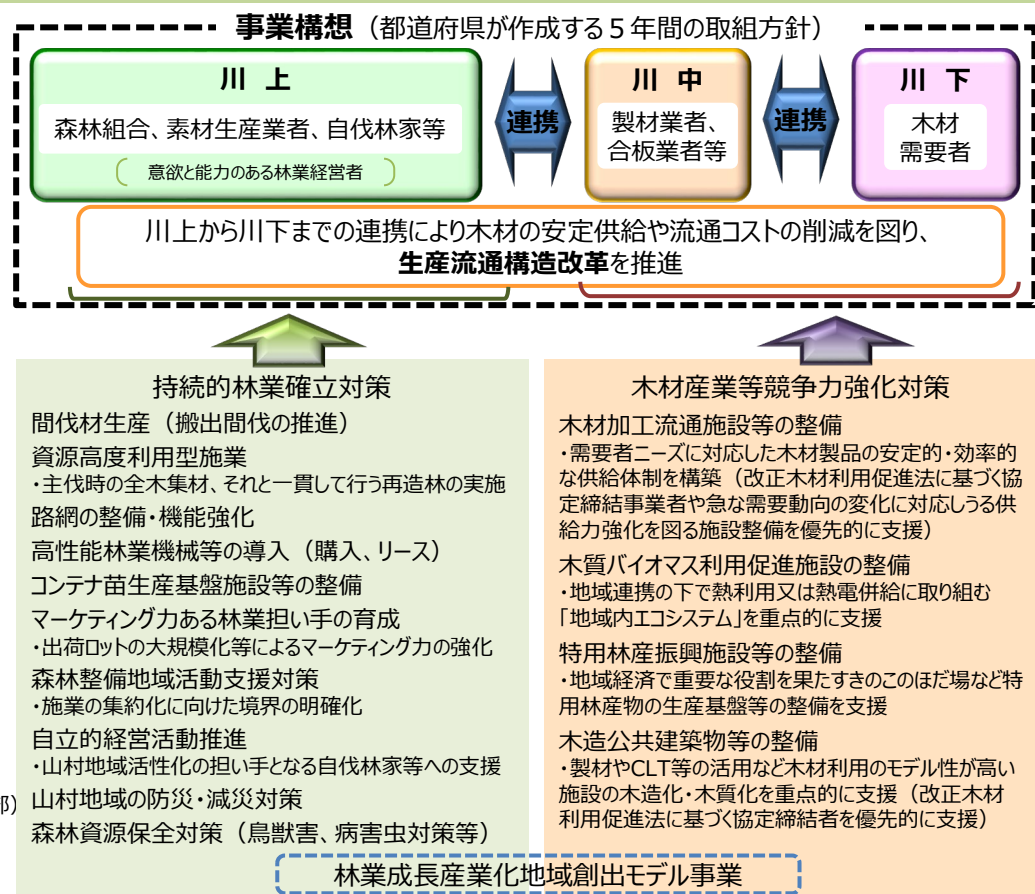
地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

木質バイオマス利用促進施設整備

【令和4年度予算概算決定額 7,509,899（8,185,373）千円の内数】

<対策のポイント>

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築や、未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組を重点的に支援します。

■未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資するとして、事業構想に施設や事業者等が位置づけられた取組である場合には、補助率1/2

■木質バイオマス供給施設整備

木質バイオマス燃料供給に向け、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は改正FIT制度の地域活用要件相当※¹に合致すると認められる発電所への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※²に基づく取組の場合には、補助率1/2（通常1/3）

ただし、出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外。また、改正FIT制度の地域活用要件相当※¹に合致するとは認められない発電施設への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※²に基づく取組でない場合には、15%

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

熱利用又は熱電併給に供することを目的として、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、政府が推進する地域一体的な計画※²に基づく取組である場合には、補助率1/2（通常1/3）

ただし、FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

※1 2022年度以降にFIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの

※2 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

その他：意欲と能力のある林業経営体との連携

事業構想に記載された意欲と能力のある林業経営体と燃料の安定取引協定を締結する取組については、予算配分において加点の対象とする。

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

<補助対象>

■未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
 - ・ 林地残材収集運搬車
- 等



■木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場
- 等



■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設等の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫
- 等



木造公共建築物等の整備

【令和4年度予算概算決定額 7,509,899（8,185,373）千円の内数】

＜対策のポイント＞

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1／2以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定締結者を優先的に支援）

＜事業の流れ＞



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



○事業のポイント

・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材（素材・製材）の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）

木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和4年度予算概算決定額 442,113（506,473）千円】
（令和3年度補正予算額 49,482,001千円の内数、デジタル庁計上22,000千円）

<対策のポイント>

非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進等による木材需要の拡大を支援するとともに、国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

96,465（－）千円

非住宅建築物の木質化による利用者の生産性向上等木の効果を実証する取組（※）、地域への専門家派遣等による技術的支援（※）等の取組を支援します。

（※）改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援

2. 「地域内エコシステム」推進事業

209,771（240,001）千円

木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

75,462（－）千円

産地協議会の設置や運営などによる地域による体制づくり、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業

38,520（50,502）千円

木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の合法伐採木材関係情報を提供します。

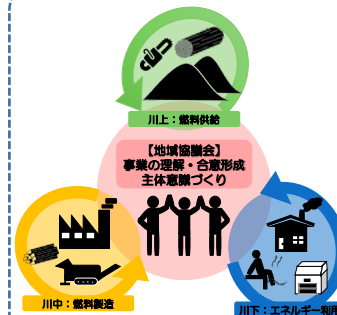
5. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業

21,895（21,644）千円

特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組等を支援します。



非住宅建築物の木質化のための実証等を支援



「地域内エコシステム」の構築のための川上、川中、川下の連携を推進



輸出産地形成に向けた地域の合意形成のための産地協議会を育成



生産国情報
「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供



高付加価値
きのご等の生産・
加工・流通に係
る実証等を推進

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1～4の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（5の事業）経営課（03-3502-8059）

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進を図るため、生産性向上等の木材利用の効果の実証等による木の効果を見える化する取組、簡易な構造物等の木造化・木質化促進のための普及に向けた取組を支援するとともに、木造非住宅建築物の整備に取り組む地域協議会等に対する専門家派遣や相談窓口等による技術的支援を行う取組に対して支援します。

<事業の内容>

1. 木の建築物の効果検証・発信（※）

- 非住宅建築物の木質化を促進するため、利用者の生産性向上や経済面への影響の実証等を通じて、木質化の効果を見える化する取組を支援します。

2. 簡易な構造物等の木造化・木質化促進

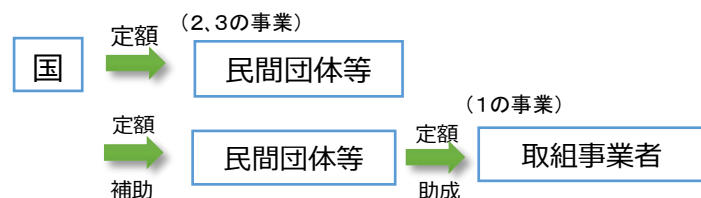
- 倉庫等簡易な構造物等の木造化・木質化を促進するため、普及に向けて標準モデルを提案する取組を支援します。

3. 地域における非住宅木造建築物整備推進（※）

- 地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域への専門家派遣や地域での取組を分析・普及する取組等を支援します。

（※）脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定締結者による効果実証等を優先的に支援

<事業の流れ>

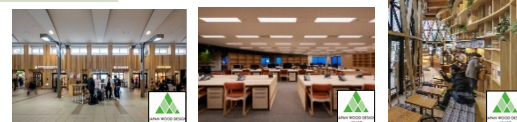


<事業イメージ>

主な支援対象

生産性向上、経済面への影響の実証等による木の効果を見える化する取組

実証



木の効果の
見える化

民間団体等

主な支援対象

簡易構造物等の木造化・木質化のため、標準モデルを提案する取組



民間団体等

主な支援対象

地域協議会等の取組に対して専門家の派遣や相談窓口等による、木造化推進のための技術的支援



民間団体等

非住宅建築物等における木材利用の拡大

<対策のポイント>

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」の構築に向けて、関係者による合意形成・実施計画策定・横展開の準備、技術開発・改良等や技術面での相談・サポートなど、各段階に応じた支援を実施します。特に、高コスト構造が解消されないことが、モデル地域の普及が十分に進まない原因となっているため、コスト低減に向けた取組を重点的に支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- 「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、地域の実情に応じ
 - (1) F/S調査（実現可能性調査）を行った地域を対象にしたコスト低減に向けた合意形成・実施計画策定のための関係者による地域協議会の運営（人材育成を含む。）
 - (2) 木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組
 - (3) 「地域内エコシステム」の優良事例を横展開していくに当たって必要な体制の構築・推進を支援します。

2. 「地域内エコシステム」サポート事業

- 「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等を行う取組を支援します。

「地域内エコシステム」事業化までのステップに応じた支援



<事業の流れ>



木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業（新規）

【令和4年度予算概算決定額 75,462（一）千円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、**地域での合意形成の促進などの木材の輸出産地の育成**や**企業の連携によるモデル的な輸出の取組**、**中国・韓国等における木造技術講習会の開催**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 木材製品輸出産地育成

地域での輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るための**産地協議会の設置**や**運営**など、**地域による体制づくり**を支援します。

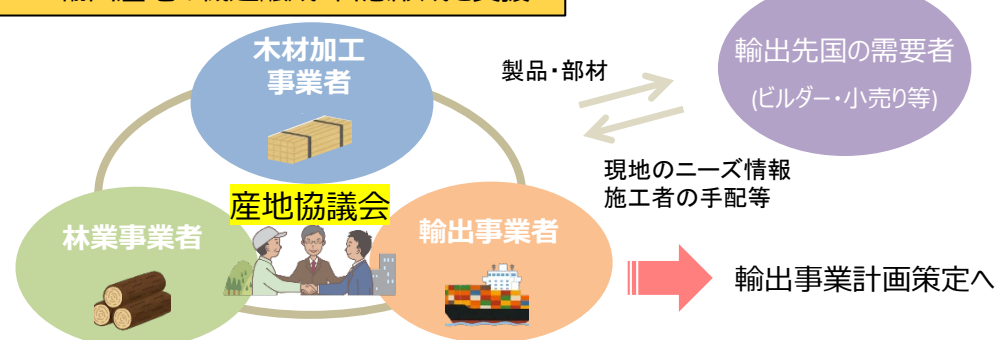
2. 企業連携型木材製品輸出促進

企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組の募集・選定、選定したモデル的な取組への支援、**成果報告会の開催**の取組を支援します。

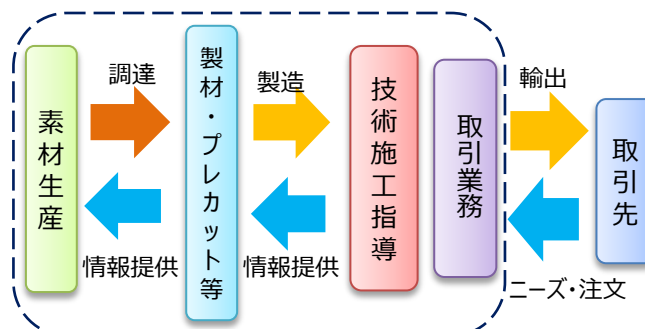
3. 国内外における木造技術講習

中国及び韓国における、**建築士等を対象とした技術講習会**や、国内における**建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会**の開催を支援します。

1. 輸出産地の機運醸成・合意形成を支援



2. 企業連携による木材製品輸出を支援



企業連携により輸出先国のニーズに対応した木材製品を輸出



日本式木造建築の技術講習会を開催（実技、座学）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2299）

「クリーンウッド」普及促進事業（継続）

【令和4年度予算概算決定額 38,520（50,502）千円】

<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、①木材関連事業者登録の推進への支援及び協議会による普及啓発活動の支援、②違法伐採関連情報の提供を実施します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 「クリーンウッド」普及啓発活動等（継続）

- 全国レベル及び都道府県レベルにおける合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。
- 木材関連事業者の登録を促進するための専門家の派遣、セミナー・個別相談等の開催を支援します。

2. 違法伐採関連情報の提供（継続）

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び掲載済み国別情報の更新を行います。

合法伐採木材等の流通及び利用の
促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録に係る制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
 - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

- 木材関連事業者の登録【第8条】
 - ・木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

「クリーンウッド」普及啓発活動等への支援

○セミナー等の開催



○協議会による普及啓発活動



教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

違法伐採関連情報の提供【委託】

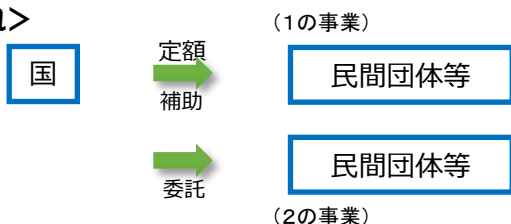


生産国情報



「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供

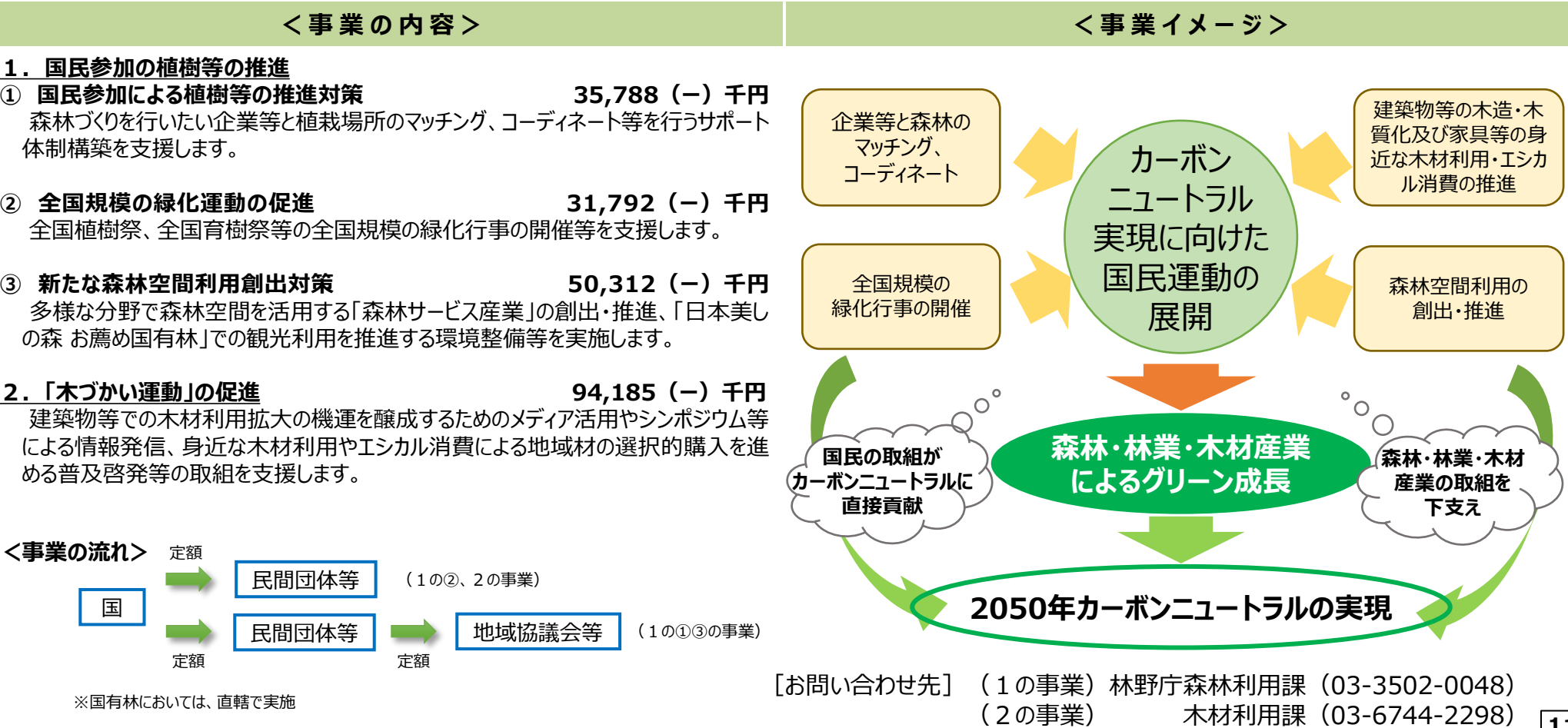
<事業の流れ>



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策（新規）

【令和4年度予算概算決定額 212,077（－）千円】

- ＜対策のポイント＞
国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進、森林空間利用の促進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成を図り、身近な木材利用やエシカル消費等を普及啓発する「木づかい運動」の促進等の取組を支援し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長とともにカーボンニュートラルの実現に貢献します。
- ＜政策目標＞
- 国民参加による植樹の推進（1億本〔令和12年度まで〕）
 - 国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）



「木づかい運動」の促進（拡充）

【令和4年度予算概算決定額 94,185（一）千円】

＜対策のポイント＞

建築物の木造・木質化や木製品の利用拡大を図る社会全体の機運を醸成するため、訴求効果の高いメディアの活用やシンポジウム等による情報発信、身近な木材利用やエシカル消費の普及啓発等による「木づかい運動」の促進を通じ、木材利用の脱炭素社会に向けた重要性、木造・木質化や木の良さ等について理解や認知の定着を促す取組への支援を実施します。

＜政策目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和元年度〕→ 42百万m³〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 優れた地域材製品等の顕彰事業

顕彰の実施に加え、アドバイザー制度の運営、異業種間連携を促す機会の提供等の取組を支援します。

2. 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

メディアの活用やシンポジウムの開催等による施主となる企業や国民各層をターゲットにした建築物等の木造・木質化等のウッド・チェンジを促す情報発信を支援します。

デジタル技術を活用した地域材製品等の選択的消費活動に資する情報発信、エシカル消費を進めるため、地域材を用いた玩具、食器、机等木製品の選択的購入に資する消費者への情報提供を行うモデル的な取組を支援します。

木づかいや木育を進めるイベント開催等の取組を支援します。

3. 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

福祉関係者や地域の関係者が連携した製品開発等の取組を支援します。

ねらい

木の良さや価値を再発見させる木製品等の開拓促進・PR

- ① 木の良さや価値を再発見させる建築物や木製品等の評価・表彰、受賞作品の販売促進に係るアドバイザー制度の運営、異業種間連携機会の提供 等

ねらい

施主となる企業や国民各層など社会全体における木造・木質化の社会通念化や、消費活動における地域材製品の選択的購入を後押し

- ② メディアの活用やシンポジウムの開催による木造・木質化を促す情報発信、デジタル技術を活用した選択的消費活動を促す情報発信、木づかいや木育イベント、エシカル消費を推進するよう製品化までのストーリーや産地等の情報提供等



ねらい

ストーリー性や付加価値を有する地域材製品の開発・展開

- ③ 福祉関係者、地域関係者やデザイナーが連携した製品開発 等

官民一体となって木材利用拡大の機運を醸成する取組を展開

木造・木質化や木の良さに対する理解の醸成、認知の定着により、住宅・非住宅建築物や中高層等の木造化、内外装の木質化や木製品がトレンドとなり、木材利用の拡大を促進

＜事業の流れ＞



木材利用の拡大により、カーボンニュートラルに貢献



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2298）

＜対策のポイント＞

木材利用の拡大を通じて、脱炭素社会の実現とコロナ危機からの「グリーンリカバリー」に貢献するため、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、これまで輸出に依存してきた木材生産国を対象に、我が国の木材利用拡大の経験を活用した木材消費拡大プロジェクトや、合法木材の流通体制構築に向けた取組等を支援します。

＜政策目標＞

ITTO加盟国のうちの10箇所以上において、合法木材等の流通体制構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施（令和5年度まで）。

＜事業の内容＞

1. 背景・課題

- ① 木材は、再生可能な天然資源であり、木材の利用は、炭素の固定、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替を通じて、脱炭素社会の実現に貢献します。
- ② 今般の「コロナ危機」では、輸出に依存する多くの木材生産国が、輸出先国での需要減退により、大きな経済的打撃を受けました。
- ③ このため、ITTOは、熱帯木材生産の安定化に向けて、木材生産国における木材製品の輸出依存を見直し、国内消費の拡大を図ることを提唱しています。木材生産国におけるコロナ危機からの復興に当たっては、木材の国内消費拡大により、環境に配慮した「グリーンリカバリー」に貢献することが可能です。
- ④ これまで、我が国は、木材利用拡大に向けて、公共建築物の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用等を政策的に進めるとともに、「木づかい運動」をはじめとする官民連携の取組を展開してきました。木材生産国での消費拡大に当たっては、我が国の経験を活用することが有益です。

2. 事業の内容

①「日本型木材利用システム」の普及(拡充) 37(25)百万円

東南アジア等の木材生産国を対象に、我が国における木材利用拡大の経験を踏まえた木材消費拡大プロジェクトを支援します。

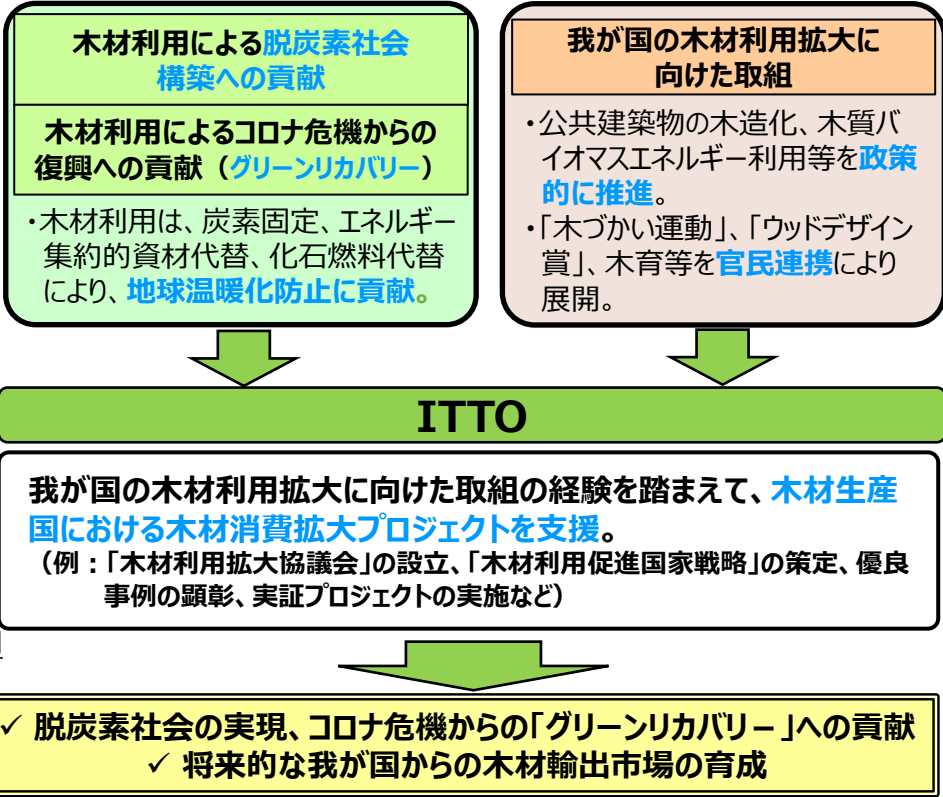
② 合法木材等の流通体制構築に向けた実証的な取組等の支援(継続) 38(53)百万円

木材消費拡大の前提となる持続可能かつ合法的な木材生産を確立するため、引き続き、生産国における合法木材等の流通体制構築、森林ガバナンスの向上等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



「日本型木材利用システム」普及支援事業(拡充)

木材利用は脱炭素社会の実現に貢献

- 木材は、**再生可能な天然資源**。木材の利用は、炭素固定、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替により、**脱炭素社会の実現に貢献**。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(2021年6月)でも、**木材利用により、排出削減・炭素貯蔵を図る**ことを明記。
- ITTOは、2018年から、FAO等と連携しながら、SDGsの達成に向けて、**持続可能な木材利用が持続可能な開発に貢献**することを強調する「Sustainable Wood for Sustainable World (SW4SW)」運動を展開。

コロナ危機による木材生産国への影響

- 今般の「コロナ危機」では、**木材輸出に依存する多くの木材生産国で、輸出先国での需要減退により、深刻な経済的打撃**あり。
- ITTOは、「加工度の低い木材製品の**輸出への依存は見直すべき**。過去の経済危機でも、**国内消費は、熱帯木材生産の安定化に有効**であること明らか」として、**木材生産国における国内消費の拡大を提唱**。

(※ITTO「新型コロナウイルス感染症の世界的流行が熱帯木材に与える影響(2020年11月)」)

木材利用による「グリーンリカバリー」への貢献

- 木材利用は、低炭素社会の実現と経済成長の両立を通じて、「**グリーンリカバリー**」に貢献することが可能。
- 国際社会は、コロナ危機からの復興に当たって、**森林セクター**が、林産物の供給のみならず、生計維持、雇用確保、食料生産へのサポートを通じて、**中心的な役割を果たす**ことを指摘するとともに、**化石燃料由来製品から持続可能な製品への切替**を呼びかけ。(※FAO-ACSFI(2020年10月))

我が国における木材利用拡大の経験

(官民連携)

- 我が国では、2005年から、一般消費者を対象に、木材利用の意義を広める国民運動「**木づかい運動**」を実施。
- 消費者目線で木製品を表彰する「**ウッドデザイン賞**」や、子供から大人までが木材利用の意義を学ぶ「**木育**」等を展開。
- 2020年に、民間建築物の木造化・木質化を進める「**ウッド・チェンジ・ネットワーク**」を設立。セブンイレブン・ジャパン等の大企業も多数参加。

(政策的取組)

- 2010年に、「**公共建築物等木材利用促進法**」を制定。国が整備する低層の公共建築物は全て木造化(※2021年に、議員立法により改正)。
(※公共建築物の木造率:2010年度:8.3%→2019年:13.8%)。
- 2012年に、「**再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度**」を導入。電気事業者は、木質バイオマスを含む再生可能エネルギーから発電された電気の買い取りを義務付け。
(※木質バイオマスのエネルギー利用量:2014年:292万mm³→2019年:1,038万mm³)

→ **官民連携と政策的取組により、木材利用の機運が急速に高まり**

令和4年度拡充事項

- 我が国の木材利用拡大の経験を踏まえて、**ITTOへの拠出を通じ、木材生産国(主に東南アジア)における木材消費拡大プロジェクトを支援**。
(想定される内容:「木材利用拡大協議会」の設立、「木材利用促進国家戦略」の策定、優良事例の顕彰、実証プロジェクトの実施など)

脱炭素社会の実現、コロナ危機からの「グリーンリカバリー」への貢献、将来的な我が国からの木材輸出市場の育成

＜対策のポイント＞

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）**の活動を支援します。

＜政策目標＞

気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応を目指します。

＜事業の内容＞

1. 背景・課題

- 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「国際熱帯木材協定」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として設立された国際機関です。本部は、横浜市に所在します。
- 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、ITTOが持続可能な熱帯林経営の促進に向けて果たす役割は極めて重要です。

2. 事業の内容

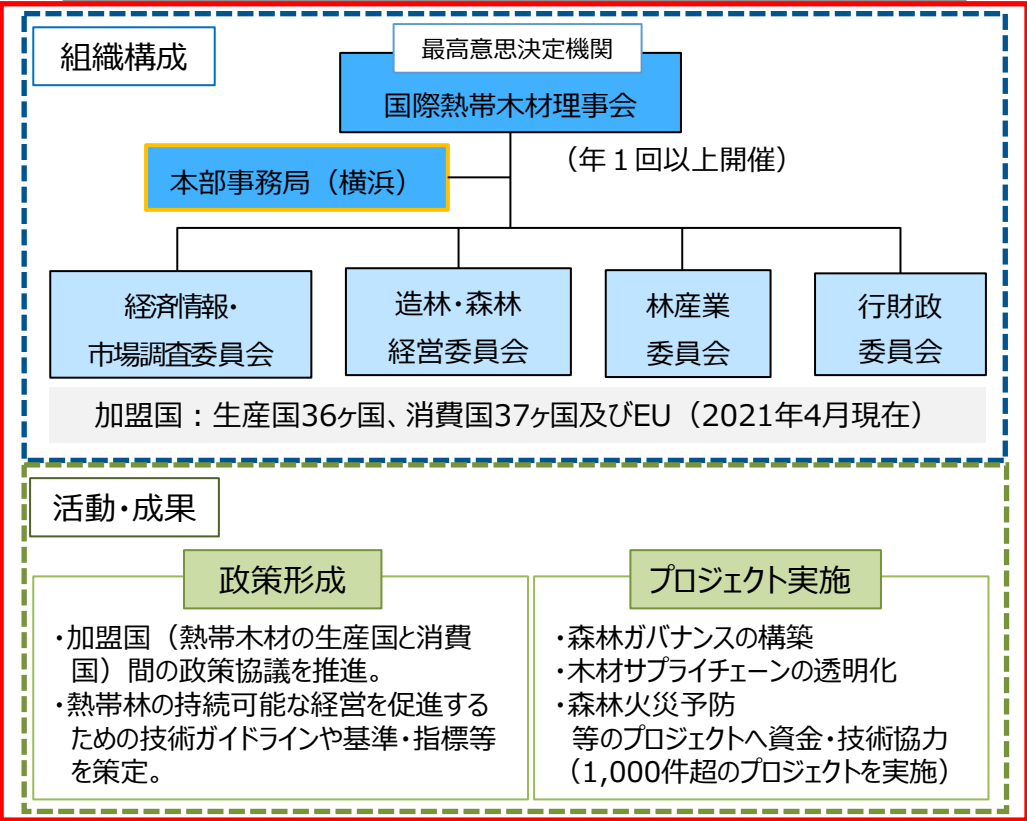
- 我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定」（1988年）に基づき、ITTOの本部事務局設置経費を拠出します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援



【お問い合わせ先】 （1）輸出・国際局国際地域課 （03-3502-5913）
（2）林野庁木材利用課 （03-3502-8063）